

日本国経済産業省とマレーシア政府との エネルギー安全保障及びエネルギー移行
分野における協力に関する意向表明文書（仮訳）

1. 日本国経済産業省及びマレーシア政府（エネルギー移行・水資源変革省に代表され、以下、両者を総称して「参加者」という。）は、各国における随時適用される法令、規則、規制及び国家政策を前提とし、中東情勢に起因する世界のエネルギー需給の不安定化及び地政学的リスクを踏まえ、また、2026年4月に新たに立ち上げられた「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（POWER Asia）」を含むイニシアティブの下、エネルギー安全保障の確保、経済成長及び脱炭素化の同時実現並びに両国の経済・エネルギー強靱性の強化を目的として、以下の事項に関し協力する意向を表明する。
 - (a) 従来型のエネルギー、再生可能エネルギー及びエネルギー効率、原子力エネルギー、地域エネルギー統合を目的とした電力網インフラの強化、及びエネルギー分野における投資・資金調達メカニズムを含む、エネルギー安全保障及びエネルギー移行分野における協力領域の提案について、更に協議を進めること。
 - (b) 共同研究プロジェクト、共同研修プログラム、情報交換及び会議、セミナー、各種イベントの開催を含む協力の形態を検討すること。提案の詳細

細については、今後更に協議を重ね、適切な法的手続き及び検討を経て決定されるものとする。

(c) アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）に基づく協力を推進し、エネルギー安全保障、経済成長及び脱炭素化の同時達成を目指すとともに、POWER Asia の下での協力を更に促進し、経済・エネルギー強靱性の強化を図ること。

2. 参加者が上記の協力を正式なものとすることを希望する場合、参加者間の更なる協議を通じて、その内容を定める別途の協力文書を締結することができる。
3. 本意向書は法的拘束力を有するものではなく、いかなる形においても参加者に対して拘束力のある義務を課すものと解釈されることはない。

本書は2026年6月10日に日本の東京において英語にて2通作成し、署名する。

日本国経済産業省を代表して	マレーシア政府を代表して
赤澤 亮正	DATUK AMAR HAJI FADILLAH BIN HAJI YUSOF
経済産業大臣	エネルギー移行・水資源変革大臣
日本国	マレーシア